

和歌山工業高等専門学校専攻科担当教員基準

制 定 平成 18 年 1 月 25 日

最近改正 令和 7 年 9 月 24 日

(趣旨)

- 1 この基準は、専攻科担当教員の資格、認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。
(担当教員の資格)
- 2 専攻科担当教員は、高等専門学校設置基準第 11 条の教授、第 12 条の准教授、第 13 条の講師又は第 13 条の 2 の助教の資格を有し、次に掲げる条件を満たしている者とする。
 - 一 原則として、博士の学位を有する者。ただし、講義を担当する場合で、学位取得者と同等以上の業績が認められる者は、この限りではない。
 - 二 原則として、過去 3 年以内の研究業績を有する者
 - 三 学校の教育・運営方針を理解し、教育方針に沿った学生指導を行っている者(担当教員の認定及び再認定の原案作成)
- 3 担当教員の認定及び再認定の原案作成は、専攻科委員会が次に掲げる事項により行うものとする。
 - 一 担当教員の認定に関する原案は、論文及び研究発表を記した研究業績一覧並びに教員個人調書を基に作成する。
 - 二 担当教員の再認定に関する原案は、専攻科担当教員から所定の期日までに提出された年間の研究業績、シラバス、授業進捗報告書、授業完了書、特別研究実施計画・指導報告書を基に作成する。(担当教員の認定及び再認定)
- 4 担当教員の認定及び再認定は、企画会議が、専攻科委員会で作成した原案を基に審査し、校長が認定する。なお、審査は、毎年度実施するものとする。

附 則

この基準は、平成 18 年 1 月 25 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 9 月 24 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。